

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第22号

一般職の職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則
一般職の職員の初任給調整手当支給規則（平成14年函館市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第12条の5」の後ろに「および第12条の6」を、「初任給調整手当」の後ろに「（第1種初任給調整手当および第2種初任給調整手当をいう。第16条において同じ。）」を加える。

第2条の見出しを「（第1種初任給調整手当の支給を受ける職）」に改め、同条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

第3条の前の見出しを「（第1種初任給調整手当を支給される職員の範囲）」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校等で市長が別に定めるものを卒業した者にあつては、市長が別に定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第4条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に、「第11条」を「第10条」に改める。

第5条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第6条の前の見出しを「（第1種初任給調整手当の支給期間および支給額）」に改め、同条中「市長が別に」を「規則で」に改める。

第7条第1項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、「（旧専門学校令による専門学校等で市長が別に定めるものを含む。）」を削り、同条第2項中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第8条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第9条の見出しを「（第1種初任給調整手当の支給の終了）」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改める。

第10条を削る。

第11条の見出しを「（第1種初任給調整手当の支給要件の改正の場合の措置）」に改め、同条中「初任給調整手当」を「第1種初任給調整手当」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第17条とし、第10条の次に次の6条を加える。

（第2種初任給調整手当の特定額に関して規則で定める職員および額）
第11条 条例第12条の6第1項の規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とし、当該職員の特定額（同項に規定する「特定額」をいう。以下同じ。）の算定の基礎となる額として規則で定める額は、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第3条の2第4項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される行政職給料表または技能労務職給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額

(2) 条例附則第20項の規定の適用を受ける職員 当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、条例第3条の2第1項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに同条第2項および第3項ならびに第4条第2項および第3項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）

（第2種初任給調整手当の基準額）

第12条 条例第12条の6第1項の在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額は、職員の在勤する地域の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 北海道 1, 075円

(2) 東京都 1, 226円

(3) 前2号に掲げる地域以外の地域 市長が別に定める額

(第2種初任給調整手当の支給期間の終期)

第13条 条例第12条の6第1項の規則で定める日は、特定額が基準額(同項に規定する「基準額」をいう。以下同じ。)以上となった日の前日とする。

(第2種初任給調整手当の支給額)

第14条 条例第12条の6第2項の規定による第2種初任給調整手当の月額、基準額と特定額との差額に職員の勤務時間に関する条例(平成3年函館市条例第3号。以下この条において「勤務時間条例」という。)第2条第1項に規定する勤務時間に52を乗じて得た数を乗じ、その額を12で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを100円に切り上げた額)(定年前再任用短時間勤務職員にあっては、当該額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。

(第2種初任給調整手当の権衡職員の範囲等)

第15条 条例第12条の6第3項の規則で定める職員は、当該職員を新たに採用された職員とみなして同条第1項の規定を適用するとしたならば同項に規定する特定額として算定されることとなる額(以下この条において「権衡職員特定額」という。)が基準額を下回る職員とする。

2 前項に規定する職員の第2種初任給調整手当の支給期間は、同項に規定する職員となった日から権衡職員特定額が基準額以上となった日の前日までとする。

3 前条の規定は、第1項に規定する職員の第2種初任給調整手当の月額について準用する。この場合において、同条中「特定額」とあるのは、「権衡職員特定額」と読み替えるものとする。

(支給方法)

第16条 初任給調整手当の支給方法については、この規則に定めるもののほか、給料の支給の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
(暫定再任用職員に関する経過措置)
- 2 函館市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年函館市条例第 2 8 号。以下「令和 4 年改正条例」という。）附則第 3 条第 4 項に規定する暫定再任用職員は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年函館市条例第 1 5 号）第 3 条の 2 第 4 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の第 1 1 条の規定を適用する。
- 3 令和 4 年改正条例附則第 1 2 条に規定する暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の第 1 4 条（改正後の第 1 5 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

(一般職の職員の給与に関する条例施行規則の一部改正)

- 4 一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和 3 0 年函館市規則第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 第 1 項中「初任給調整手当」の後ろに「（第 1 種初任給調整手当および第 2 種初任給調整手当をいう。）」を加える。